

【報告】飯舘村長泥・蕨平田畑集団申立てでセンターが2度目の回答期限を設定

2017.4.1

2017.3.9 付けニュースでお伝えしましたように、飯舘村長泥・蕨平の住民72世帯77名が申し立てた、田畑の財物損害の東京電力基準以上の賠償を求める集団申立てで、平成29年2月14日、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」）は、東電基準を上回る和解案（和解金額は和解案が提示された71世帯合計で約1億8754万円）を提示し、回答期限を3月14日と指定しました。

これに対し、東京電力は、平成29年3月8日付けで上申書を提出し、回答期限の3月14日までに和解案の諾否に関する回答を行うことは困難であるとししました。

今般、センターは、和解案に対する2度目の回答期限を平成29年4月28日と指定し、東京電力に対し、諾否の回答を期限内に行うように求めました。

当弁護団は、東京電力に対して、2度目の回答期限には、センターの和解案を尊重し、これを受諾する旨の回答を行うように求めます。

本件についての問い合わせ先：

原発被災者弁護団 事務局次長 弁護士 秋山直人（03-3580-3269）